

早期発見・事案対処マニュアル

七飯町立七飯中学校

【いじめの把握】

- 本校職員（校長、教職員、外部指導者、校務補等）による発見
- アンケート調査や教育相談を通しての発見 ○生徒本人からの訴え
- 本人以外の生徒からの情報 ○保護者からの訴え ○地域住民からの情報
- 関係機関からの情報 ○その他

※本校では教育相談を担任に関わらず、生徒の希望に応じて学年の教員が行っています。

【いじめの報告】

把握者 → 学級担任・学年代表 → 生徒指導主事 → 管理職

【事実確認及び指導方針等の決定】（校内いじめ対策委員会の招集・協議）

- 事実関係の把握 ○いじめ認知の判断 ○指導方針の確認
- 個別指導の検討 ○役割分担 ○全教職員による共通理解
- 関係機関との連携

【いじめへの対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導助言
- 学校運営協議会への報告
- 周囲の生徒への指導
- 教育委員会等、関係機関への報告

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<ul style="list-style-type: none">□いじめの行為から徹底して守り通す。□安全確保のための巡回体制を強化する。□3ヶ月を目安としたいじめ解消に向けて組織的に注視し、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">□他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解させる。□いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">□周囲の大人（誰か）に知らせることの大切さを認識させる。□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許さないことに認識させる。□自分の問題として捉え、いじめのない学級、集団を築く大切さを自覚させる。
保 護 者	<ul style="list-style-type: none">□いじめに関する事実経過を説明する。□今後の指導の方針や具体的な手立て、取組等を説明する。	<ul style="list-style-type: none">□迅速に事実関係を説明し、家庭の協力を要請する。□いじめを受けた生徒・保護者への謝罪について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□当該生徒及び保護者への意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

いじめ解消の判断・継続した取組